

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくしましょう。

特設サイトも公開中です。ぜひご覧ください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html



新型コロナウイルスの正しい知識・最新情報

新型コロナウイルス感染症の正しい知識・情報は日々変わっていきます。
こちらでは全国の感染状況を踏まえて日々、最新の正しい情報・知識が更新されています。

悪質な行為には法的責任が伴います。

信頼できる正しい知識・最新の情報で行動しましょう。

新型コロナウイルス
感染症対策(内閣官房)



<https://corona.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症について
(厚生労働省)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「#広がれありがとうの輪」プロジェクト(厚生労働省主唱)



#広がれありがとうの輪
STOP! 感染拡大
— COVID-19 —

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_6

#広がれありがとうの輪
をつけて、感謝の気持ちや応援を
投稿してみませんか？



人権
相談窓口の
ご案内

コロナ差別で悩んでいませんか？

つらいこと、お困りごと、
まずはお話しください。



新型コロナウイルス感染症に関連した
差別や虐待は決してあってはなりません！
法務省

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html



様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet



<https://www.jinken.go.jp/>



様々な人権問題に関する相談はこちら

みんなの人権110番

0570-003-110 (平日午前9時30分～午後5時15分)



いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら

子どもの人権110番

0120-007-110 (平日午前9時30分～午後5時15分)



セクハラ・家族内暴力など女性の人権の相談はこちら

女性の人権ホットライン

0570-070-810 (平日午前9時30分～午後5時15分)



外国語での人権の相談はこちら(10言語対応)

外国語人権相談ダイヤル Telephone Counseling

0570-090-911 (平日午前9時30分～午後5時15分)
Weekdays 9:00 through 17:00



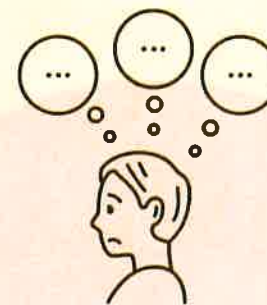
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_C14/0101.html
(PC・スマホ対応)
7の2次元コードをQRを読み込んでください。



相談する



法務省・全国人権擁護委員連合会



コロナをおそれて、 過剰な反応になっていませんか？

あなたの言葉や行動が人を傷つけてしまうことがあります。
この冊子をきっかけに「自分のこと」として考えてみましょう。

不安を差別に つなげちゃいけない。



新型コロナウイルス
感染症対策分科会会長
尾身 茂

気づこう、
変えよう、
そのひとこと。

STOP! コロナ差別

※「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を指します。

人権イメージキャラクター
人KEN まるる



法務省・全国人権擁護委員連合会



人KEN おゆみちゃん



特設サイトも公開中。
ご覧ください。



コロナ対策のつもりが 過剰な反応になっていませんか？

思い込みが差別や偏見を生みます。
正しい知識・情報に基づいて行動しましょう。

CASE 1 医療従事者やエッセンシャルワーカーと その家族への差別や偏見

あなたの奥さん、
病院で働いてるんだよね。
悪いけどしばらく出社は
控えてほしい。

配送業者の子どもは
学校に来ないで。

あそこ、
老人介護の施設だよな。
職員の人はずちの前を
通らないでほしいな。

～医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝やエールを～

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

今、みんなが不安に包まれやすくなっています。そんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみるのが大切です。悪意がない言動が人権侵害につながることもあります。そして、感染対策にも影響を与える可能性があります。正しい知識と情報をもとに行動しましょう。それが、新型コロナウイルス感染症から、自分を、家族を、みんなを守ることに繋がります。

CASE 2 感染者とその家族への差別や偏見

〇〇さん感染したんだって。
どうせ夜遊びしてて
感染したんじゃないかな？

ネットで見たけど、
〇〇君のお父さん
感染したみたい。
いい迷惑だわ。

〇〇さん職場復帰したけど
後遺症あるみたい。
まだうつるかも。
近寄らないようにしましょう。

～感染者とその家族に思いやりを～

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

CASE 3 思い込み、過剰な反応による差別や偏見

せきはぜんそくのせい
だって言うけど、
絶対コロナに決まっている。
休めばいいのに。

君、例の大学の
学生さんだったよね。
サークルが違っても、
バイト辞めてくれないかな。

県外ナンバーの方は、
一切、この施設の
ご利用をお控えください。

～正しい情報を確認し、冷静な対応を～

CASE3のように、特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは、感染者と同じ大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。CASE1やCASE2でもそうですが、思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

コロナ差別をしないことはコロナ対策のひとつです。

差別や偏見、嫌がらせが広がると医療従事者やエッセンシャルワーカーの離職が増える可能性があります。また、感染者への同様のことが増えると検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増え、感染拡大を抑えにくくなります。



新型コロナウイルス
感染症対策分科会会長

尾身 茂

相談窓口

電話・メールでの人権相談窓口


みんなの人権110番 (全国共通)

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

 **0570-003-110** [平日 午前8時30分から
午後5時15分まで]


女性の人権ホットライン (全国共通)

ゼロナゼロのハートライン

 **0570-070-810** [平日 午前8時30分から
午後5時15分まで]

子どもの人権110番 (全国共通・通話料無料)

ゼロゼロななひゃくとおぼん

 **0120-007-110** [平日 午前8時30分から
午後5時15分まで]

外国人相談権ダイヤル (全国共通)

 **0570-090-911** [平日 午前9時から
午後5時まで]

(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応。平成31年4月から、ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の4言語にも対応予定)

なお、この電話は民間の多言語通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄法務局・地方方法務局につながります。

インターネット人権相談受付窓口 (子どもの人権SOS-eメール)

インターネット人権相談

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通 <http://www.jinken.go.jp/>

人権に関する研修について、講師の派遣などを行っておりますので、お近くの法務局にご相談下さい。



人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打ち合わせスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。

遠方の方でも郵送等による貸出も行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp

ホームページ<http://www.jinken-library.jp/> 【開館時間】9:00～17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。

法務省チャンネル

<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

平成30年度 法務省委託 人権啓発教材



障害のある人と人権

誰もが住みよい社会をつくるために

活用の
手引



公益財団法人人権教育啓発推進センター

目次

目次	1
本作品のねらい	2
本DVDの構成	3
ナビゲーター／解説者紹介	4
障害とは？	5
国内外の動き	6
障害のある人が直面する人権問題	8
誰もが住みよい社会をつくるために	11
ワークシート	15
学習プログラム	17
板書例	18

本作品のねらい

ユニバーサル社会とは、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会のことです。

障害のある人もない人も誰もが住みよいユニバーサル社会をつくるためにはどうしたら良いのでしょうか。

このDVDでは、障害のある人が直面する人権問題やその問題を解決するための取組などを具体的に紹介し、「障害のある人と人権」について考えていきます。





オープニング (1分1秒)



障害とは？ (2分48秒)



障害のある人が直面する人権問題 (13分34秒)

<事例と解説>

- 高校への進学を希望する障害のある生徒の事例
- 盲導犬を連れた視覚障害のある人に対する入店拒否の事例
- 障害のある人の意向が十分に尊重されなかった事例



誰もが住みよい社会をつくるためには (15分10秒)

「心のバリアフリー」を中心に差別の解消に向けた取組を紹介しながら、私たちに何ができるのかを考えていきます。

<取組紹介>

ソニー・太陽株式会社

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

ナビゲーター



山本 舞衣子

2002年日本テレビ入社。

「ズームイン!!SUPER」「Oha!4」「高校生クイズ」他多数の番組を担当。

2011年5月からフリーに。看護師の資格を活かし、医療・健康分野の取材なども積極的に行っている。

他クイズ番組多数。セミナーのMC等で活躍中！

2014年7月、2018年5月出産

母として育児とマスコミ活動中！

解説者



川島 聡

新潟大学大学院現代社会文化研究科修了(2005年)。博士(法学)。

東京大学大学院経済学研究科特任研究員などを経て現職。

研究分野は国際人権法、障害法。

共(編)著に『障害者権利条約の実施』(信山社)、『合理的配慮』(有斐閣)、『障害法』(成文堂)、『障害を問い直す』(東洋経済新報社)、『概説 障害者権利条約』(法律文化社)など。

障害者基本法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

平成30年版の障害者白書によると、日本では身体障害者が約436万人、知的障害者が約108万2千人、精神障害者が約392万4千人と、同白書によれば、国民の7.4%に何らかの障害があることとなります。



[出典: 内閣府障害者白書平成30年版] (平成30年6月)

個人モデルから社会モデルへ

個人モデル

障害のある人が日常生活において制限を受けるのは、その人に障害があるからであり、本人が克服していくべきであるとする考え方。

社会モデル

社会が障害をつくり出しているのだから、社会が障害を取り除いていかなければならないとする考え方。

(例) 車いすの人が「上の階にある店に行きたい」と思ったとします。



階段しかなければ、自力で上の階に行くことはできません。

エレベーターがあれば、問題なく上の階に行くことができます。

この考え方によると、「エレベーターが設置されておらず、階段しかない状況が障害である」ということとなります。

世界では…

● 障害者の権利に関する条約

平成18(2006)年、「障害者の権利に関する条約」が国連総会本会議で採択されました。



日本が障害者権利条約に署名
平成19(2007)年

この条約では、障害のある人の権利の実現のために、次のような措置等を規定しています。

- 障害に基づくあらゆる差別をなくすこと
- 障害のある人の社会参加の促進
- 教育や労働、政治参加等に関する権利の保障 など

国内では…

● 障害者基本法の改正 [平成23(2011)年]

● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) [平成28(2016)年4月1日]の施行など

我が国でも障害者権利条約の理念を踏まえ、平成23(2011)年、「障害者基本法」を改正し、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定しました。



障害者権利条約の批准書を寄託
平成26(2014)年

また、平成28(2016)年4月1日には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が施行されました。

「不当な差別的取扱い」の禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどが「不当な差別的取扱い」に当たります。

ただし、正当な理由があり、他に方法がない場合などこれに当たらない場合もあります。

不当な差別的取扱いの例



障害を理由として正当な理由なくサービスの提供や店舗への入店を拒否する



求人募集時に障害があることを理由に応募させない



社会の中のバリア(障壁)を除去するための負担が過重でないにもかかわらず、合理的配慮をしない

「合理的配慮」の提供とは

合理的配慮の提供とは、障害のある人から社会のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、過重な負担のない範囲で対応することをいいます。

合理的配慮の提供の例



車いすの高さに合わせて机の高さを調整する



目の不自由な人のために音声ガイドや点字付きのメニューを用意する



知的障害のある人のためにわかりやすい図などを用いて説明する

負担が過重であれば合理的配慮の提供をしなくて良いというわけではありません。その場合、過重な負担でない方法を障害のある本人と話し合いながら検討する必要があります。

また、合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障害のある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

● 事例紹介(再現ドラマ)

高校進学を希望する車いすの生徒の例

車いすで中学校に通う遥。

それでも、学校は楽しく、絶対に高校に進学したいと思っている。



しかし、現実には厳しく、障害のある生徒を快く受け入れてくれる高校は少ないようだ。



高校に進学できるかどうか、悩む遥。そこへ先生が来て、「障害者差別解消法という法律ができて、障害のある人に対しては、不当な差別をしてはならないし、学校も合理的配慮に努めなければならないはず」と教えてくれる。



ポイント

正当な理由がないにもかかわらず、障害を理由に排除や制限などをすることは「不当な差別的取扱い」に当たるが、「正当な理由」の有無は合理的配慮の提供の可否を含めて、客観的・総合的に判断されることになる。

● 事例紹介(再現ドラマ)

盲導犬を連れて視覚障害のある人の入店を拒否した例

「おいしい！」

視覚障害のある芽衣が微笑む。

近所にコーヒーショップができ、そのケーキの評判が良いので母が買ってきたのだ。



ある日、芽衣は盲導犬を連れてコーヒーショップに行く。

しかし、店長から「盲導犬がいると他のお客様のご迷惑になる」と入店を拒否されてしまう。



さらに、盲導犬を見た従業員が「かわいい」と言って盲導犬に触ってしまい、芽衣は動揺する。



ポイント

- 動物の入店をお断りしているお店であっても聴導犬・盲導犬・介助犬は例外的に入店を認めなければならない。
- 盲導犬をなでたり、声をかけたり、食べ物を与えたりすると、盲導犬が集中力を欠いて、安全な歩行ができなくなる可能性がある。そのため、見守ってあげるような姿勢が必要。

● 事例紹介(再現ドラマ)

聴覚障害のある人の意向を聞かずに会議への参加を断った例

イベントの企画について、急遽会議を開くことになった。

上司は、聴覚障害のある山崎に配慮し、筆談ボードを使って、「今日、午後からの会議。聴覚障害があって大変だろうし、出席しなくて大丈夫」と書き込む。



山崎は、手話で会議に出ると説明するが、上司は、山崎の意向を聞かず、山崎のためを思って会議に出席しなくてよいと伝えてしまう。



会議が始まり、山崎は一人、悲しげにオフィスで作業に励む。



ポイント

- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人の意向を最大限に尊重することが大切。
- お互いにしっかりと話し合い、障害のある人が“どのような配慮を求めているのか”を理解することが必要。

障害のある人の自立と社会参加を妨げるバリア

物理面のバリア



段差などのバリア

制度面のバリア



障害に対する配慮を欠いた社会のルールなどのバリア

4つのバリア



音声か点字、手話、字幕といった必要な人に分かりやすい案内がないことなど情報を遮るバリア

文化・情報面のバリア



差別や無関心など他人を受け入れない心のバリア

心のバリア

バリアフリー

障害のある人の自立と社会参加を阻む
障害を取り除いていく



障害のある人の人権を考える上で大切なのは
心のバリアフリー

障害のある人に対する、差別や偏見、無理解は「心のバリア」です。

「かわいそうな人たち」

「危ないから出歩かない方がいいのでは」

「自分には関係ない」

「あまり関わりたくない」

「どうせできないだろうから、別の人に頼もう」

など。

このバリアに自分自身が気づき、バリアを取り払って行動することが「心のバリアフリー」といえます。

危ないから
出歩かない方が
いいのでは？

あまり関わり
たくないな...



取組事例紹介

ソニー・太陽株式会社

障害のある人が一人一人の能力を十分発揮できる環境を、多様性を生かして進化し続ける。

ソニー・太陽株式会社の従業員の約70%は障害のある人です。障害といっても一人一人特徴が異なるため、それぞれの従業員がどのような配慮を求めているのか、本人の意向を尊重し、その人に合わせた環境や配慮を提供することで活躍の場を広げています。目標は障害を“感じない”“感じさせない”職場を作ることです。



また、社会貢献活動にも取り組んでおり、障害のあるエンジニアやスタッフが講師となって、ものづくりを楽しく学ぶことのできるワークショップや講義、疑似体験を行うなど、人権を学ぶ場を提供しています。参加者にアンケートをとったところ、「障害のある人に対して間違った思い込みがあったり、偏見があったりした」などの気づきが多く記されていました。



取組事例紹介

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

知的障害を持つ人たちが様々なスポーツにチャレンジし競技会に参加していく【場】

スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人々がその能力や尊厳を示し、一人の市民として社会に参加し、幸福生活を送ることができるようにすることを願い、アメリカで活動を開始した国際的なスポーツ組織です。



知的障害のある人々が、スポーツを通して社会に参加するチャンスを増やすことや、社会に知的障害のある人についての理解を深めてもらうことを目的にスポーツトレーニングやその発表の場を提供しています。

また、若い世代の人々にスペシャルオリンピックスの活動を知ってもらい、知的障害のある人に対する理解を深めてもらおうと、中学や高校、大学と連携し、知的障害のある人もない人も共にチームメイトとして参加するユニファイドスポーツを実施しています。障害のある人とそれを支えるボランティアという関係ではなく、同じチームメイトとして参加することで、より理解し合える関係を築くことができるといいます。

スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人もない人も共に成長することで、地域において生き生きと暮らすことのできる社会を目指しています。

取組事例紹介

法務省「心のバリアフリー」に向けた取組

様々な体験活動を通して、お互いの人権を尊重することの大切さを知ってもらいます。

具体的な例



子どもたちによる車いすの体験活動



Q1 視聴した感想を書きましょう。

Blank lined writing area for Q1.



Q2 あなたの身の周りには、
どんなバリアがあると思いますか。

Blank lined writing area for Q2.



Q3 もし、あなたの周りで障害のある人が困っていたら、
どうしますか。

Blank lined writing area for Q3.



Q4 障害のある人もない人も、住みよい社会の実現に向けて、
自分には何ができると思いますか。

Blank lined writing area for Q4.

時間	講義内容	講義のポイント
導入 (5分)	「障がいのある人の人権について考えましょう」	● 今回の講義のテーマを提示する。
DVD 視聴 (35分)	「みなさん、自分にも関わる問題として捉えながら視聴してください」	● DVDの視聴にあたってのポイントを視聴者に分かりやすく解説する。
ワーク シート 記入 (5分)	「今、視聴した内容を思い出しながらワークシートに記入してください」	● 視聴者自身の考えを整理する。
グループ 討議 (10分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	● 自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める
発表 (5分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください	● より多くの意見を聞くことで、意識を深め、考えを定着させる

板書例

- **障害について**
社会が障害をつくり出しているのだから、社会が障害を取り除いていかなければならない
- **国内外の状況**
 - ・ 障害者権利条約
 - ・ 障害者差別解消法
- **社会の中の4つのバリア**
 - ・ 物理面のバリア
 - ・ 制度面のバリア
 - ・ 文化・情報面のバリア
 - ・ 意識面のバリア(心のバリア)
- **私たちに何ができるか**